

令和3年（ラ）第172号

四国電力伊方原発3号炉運転差止仮処分命令申立抗告事件

抗告人 山口裕子 外6名

相手方 四国電力株式会社

準備書面7

(戦時原発の危険に関する再反論)

2022年（令和4年）10月21日

広島高等裁判所民事第4部 御中

抗告人代理人弁護士 胡 田 敢

同弁護士 河 合 弘 之
ほか

第1 はじめに

相手方（以下「債務者」という。）は、令和4年8月10日付即時抗告準備書面（1）において、事態対処法の定める武力事態等の限定的な場面における武力攻撃への対処に係る法制度について縷々主張する。

しかし、本件仮処分の立証命題は、原発事故に起因する放射性物質の放出による人格権侵害の具体的危険が認められるか否かであり、武力攻撃への対処に係る法制度について説明するだけでは反論になっていない。

債務者が反論をするのであれば、本件原子炉に対する他国による武力攻撃によって過酷事故が発生し、放射性物質が大量放出されることによって、抗告人（以下

「債権者」という。)らの人格権が侵害される具体的危険が存在しないことを具体的に主張しなければならないところ、債務者は、かかる主張をしていない。

つまり、債務者の主張内容は債権者の武力攻撃による原子力災害の危険に関する主張に対する反論になっていない。

第2 実効的な手段は運転停止であること

本件仮処分の争点は、武力攻撃に対する国防義務のようなものではなく、人格権侵害の具体的危険の有無であることは上記のとおりである。

また、国防の義務が債務者に存しないとしても、原発が武力攻撃に対して無力であり、武力攻撃による過酷事故に起因する人格権侵害の具体的危険が存在することに変わりはないのであるから、債務者には武力攻撃による過酷事故に起因する人格権侵害の具体的危険を回避すべき義務が存する。

そして、ロシアによる武力攻撃の標的になったザポリージャ原発の実例に鑑みれば、債務者がそのような具体的危険を回避するための実効的な手段は運転停止以外に存しないことは明かである。

すなわち、ザポリージャ原発では、令和4年3月4日にロシア軍によって制圧された後、原発や周辺への相次ぐ砲撃で、同年9月3日に5号機が運転を停止してからは、6号機が原発全体の安全維持に必要な電力を供給してきた。しかし、原発と外部を結ぶ送電線が次々と損傷し、緊急時などに原子炉を冷却する外部電源の確保が困難になったため、唯一稼働していた6号機も同月11日に運転を停止した（**甲150号証：読売新聞「ザポリージャ原発、唯一稼働していた原子炉の運転停止」**）。

しかも、同ザポリージャ原発については運転停止後も継続的な冷却が必要であり、「冷却が滞れば事故につながる」と説明されている（**甲151号証：日経新聞「ウクライナ・ザポロジエ原発『冷却滞れば事故に』**）。

このザポリージャ原発の事例が示すことは、「止める、冷やす、閉じ込める」ことを維持しなければ過酷事故に至る原発が、武力攻撃に起因する過酷事故による人

格権侵害を回避するための実効的な手段は、現在のところ運転停止以外にないという厳然たる事実である。

第3 まとめ

以上のとおり、債務者は、本件原子炉に対する他国による武力攻撃によって過酷事故が発生し、放射性物質が大量放出されることによって、債権者らの人格権が侵害される具体的危険性が存在しないことについては何ら具体的に主張していない。

一方で、武力攻撃に起因する過酷事故による人格権侵害を回避するための実効的な手段は運転停止以外に存しない。

よって、現在運転中の本件原子炉について、他国による武力攻撃によって過酷事故が発生し、放射性物質が大量放出されることによって、債権者らの人格権が侵害される具体的危険性が認められる。

以上